

交通安全 街頭啓発

別海町交通安全協会の中西別分会、中春別分会、西春別分会が、各地域の交通安全意識の向上のために、ドライバーに対して啓発品の配布、旗波運動を行いました。



9月6日 中西別分会



9月20日 中春別分会



9月24日 西春別分会

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

住民票やマイナンバーカードなどに きゅうじ 旧氏(旧姓)を併記できます

※旧氏（旧姓）とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

11月5日から、本人の申し出により住民票やマイナンバーカードなどに、旧氏（旧姓）を併記することができます。

これにより、婚姻などで氏が変わった場合でも、これまで称してきた氏を住民票やマイナンバーカードなどに記載し、公証することができるようになります。

ただし、旧氏（旧姓）を記載する場合は、住民票だけではなく、マイナンバーカードなどにも旧氏（旧姓）が記載され、どれかだけを非表示とすることはできません。

旧氏（旧姓）を初めて併記する場合には、戸籍謄本などに記載されている過去の氏から任意の1つを選んで併記することができます。

旧氏併記の請求手続きには、旧氏（旧姓）のときから現在までの全ての戸籍謄本等が必要です。そのほか、詳しい請求手続きについては、下記担当までお問い合わせください。

問合せ・請求窓口／戸籍年金担当（内線1222～1225）

別海町 ごみの減量化大作戦!

その47

貝殻の出し方

「貝殻」を排出するときは、次の点に注意していただきますよう、ご協力をお願いします。

- 軽く水で洗い流す（洗い物の残り水などで構いません）
- 貝殻以外のものが付着していたら取り除く（味噌汁のネギや貝殻の中身などは取り除いてください）
- 袋が破れないように適量を排出する（貝殻の重量で、袋が破れてしまうことがあります）

貝殻は牛舎等で使用する敷料にリサイクルされています。皆様のご協力で、平成30年度は約41.8トンの貝殻を資源化しました。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ



12月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

なお、12月から3月までの冬期間は凍結のため家庭廃水のくみ取りは行いません。

積雪や屋根からの落雪でくみ取り口がふさがっていると、くみ取りできない場合があります。くみ取り口周辺の除雪をお願いします。

■申込み

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861
フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45~受付 10:00~11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあいセンター
11月	14日(木)	12日(火)	19日(火)
12月	12日(木)	10日(火)	17日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方で、体力、気力の低下が気になる方
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費
無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。

■申込み・問合せ/TEL79-5500 (直通) 役場1階福祉部内



バス・ハイヤー 共通利用券の申請を 受け付けています

■対象者

下記に該当する方で、本人および世帯に属する方の住民税課税標準額が定める額を超えない方

【高齢者バス・ハイヤー共通利用券】

- ・本町に居住する満70歳以上の方

【障がい者(児)バス・ハイヤー共通利用券】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方
- ・上記手帳を有し、高等養護学校に在学する方

■よくある質問

Q世帯に家族の車があっても該当になりますか。

A世帯に家族や本人の車があっても対象になります。

Q施設入所者でも該当になりますか。

A本人がバスやハイヤーを利用できる方は対象になります。

Q課税世帯でも該当になりますか。

A課税世帯でも対象になる可能性があります。

福祉課から

高齢者及び障がい者(児)バス・ハイヤー共通利用券(2万円分)の申請を随時受け付けています。平成30年7月から対象者の条件を改正していますので、改正前に該当しなかった方も、次の点を再度確認の上、申請してください。

■住民税課税標準限度額について

本人および世帯に属する方の住民税課税標準額が規定する額を超える場合は対象となりません。限度額については下記担当までお問い合わせください。

■共通利用券の有効期間 令和2年6月30日まで

■受給登録者証について

共通利用券を使用する時は、必ず受給登録者証の提示が必要です。

初めて申請される方、もしくは前年度の受給登録者証から写真を変更したい方のみ、顔写真の提出をお願いします。

顔写真の作成に当たっては次の点にご注意ください。

- ・大きさは縦4センチ以上、横3センチ以上としてください。
- ・帽子やサングラスを着用せず、最近撮影したものとしてください。
- ・スナップ写真、コンビニプリントでも問題ありません。

■申請先

役場福祉課窓口か各支所、各連絡事務所

※必ず印鑑をお持ちください。

問合せ/社会・障がい福祉担当(内線1312)

プレミアム付商品券の購入引換券交付申請は 11月29日(金)まで

消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするために、住民税非課税の方および子育て世帯向けのプレミアム付商品券を販売します。

住民税非課税の方で、まだ申請されていない方は11月29日(金)までに申請してください。

※非課税の方でも、住民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護を受給されている方などは購入できません。

問合せ/社会・障がい福祉担当(内線1310)

■申請期間

(住民税非課税の方)

令和元年11月29日(金)まで

■購入可能期間

令和2年2月29日(土)まで

■使用可能期間

令和2年3月31日(火)まで